

周防大島町告示第64号

平成21年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年6月5日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成21年6月12日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

田村 三郎君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

6月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成21年6月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年6月12日 午前9時27分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成20年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第2号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第3号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第4号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設 建築工事の請負契約の締結について
- 日程第12 議案第6号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設 機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第13 議案第7号 平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成20年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第2号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第3号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第10 議案第4号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設 建築工事の請負契約の締結について
- 日程第12 議案第6号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設 機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第13 議案第7号 平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結について

出席議員（20名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	平田 好男君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君

久賀総合支所長 山本 定雪君 大島総合支所長 嶋元 則昭君
東和総合支所長 松岡 千春君 橘総合支所長 椎木 千明君
会計管理者兼会計課長 北杉 憲昌君
教育次長 村田 雅典君 公営企業局総務部長 ... 河村 常和君
総務課長 西本 芳隆君 財政課長 奈良元正昭君
契約監理課長 上元 勝見君

午前9時27分開会

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成21年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、中村美子議員、12番、中本博明議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る6月5日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月18日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月18日までの7日間とすることに決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日までに議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より月例現金出納検査3月、4月、5月実施分と、定期監査3月、4月、5月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情、要望については、5月11日付第4号として「竜崎温泉「潮風の湯」にかかわる町民の意見書」を受理いたしました。取り扱いについて議会運営委員会にお諮りをいたしました結果、議員配布として既に皆様のお手元にお届け済みであります。

続いて、系統議長会関係について。

まず、山口県町村議会議長会から、議長会主催による議員実務研修会が7月31日金曜日に山口市・セントコアで開催される予定であります。この件について、今定例会において全員参加での議員派遣の御決議をいただくこととしております。

次に、山口県離島振興町村議長会について、今年度の行政視察研修は、萩市の沖合い8キロにございます萩市の大島を、視察研修地としております。実施日は、6月30日。人口1,069人、面積が3.0平方キロと浮島を一回り大きくした島ですが、人口の多さに驚かされます。上下水施設が完備され、保育園、小学校、中学校、診療所のある漁業を主体とした活気ある島だそうです。「産業・観光両面の振興と地域間交流について」と「離島の危機管理対策」について研修を行うこととしております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月の22日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、7月14日火曜日に実施することとなりました。全員の参加をお願いするところであります。この件についても、今定例会において、議員派遣の件についてお諮りする予定としております。

次に、町人会関係につきまして、5月16日の東京大島ふるさと会へ私荒川政義が出席いたしました。大島の最新情報をお届けしてきたところであります。

また、広島周防大島町人会が来月7月5日日曜日に開催されます。その出席につきまして、各常任委員会より3名以上、計9名以上の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、本会期中参加調整のお手配をいただきますようお願いいたします。最終日に議員派遣の件として御議決いただくことといたしております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 皆さんおはようございます。平成21年第2回周防大島町議会定例会を

招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

報告第1号は、平成20年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成20年度の繰越明許費、繰越計算書を調整し、報告するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして意見を求めることについてであります。平成21年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,843万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億3,343万1,000円とするものであります。

議案第2号は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。1週間当たりの職員の勤務時間の変更に伴う育児短時間勤務者の勤務形態ごとの勤務時間等の一部改正をするものであります。

議案第3号は、周防大島町国民健康保険条例の一部改正であります。出産にかかる出産育児一時金に関する経過措置のため、附則を追加する一部改正であります。

議案第4号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正であります。訪問看護ステーション再編に伴う名称変更等の一部改正であります。

議案第5号は、平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負契約の締結についてであります。条件付き一般競争入札による入札の結果、神田建設・白木産業特定共同企業体が落札いたしましたので、この共同企業体と工事請負契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第6号は、平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札による入札の結果、株式会社大島電機が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第7号は、平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札による入札の結果、井森工業株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上が、本日提案をいたしております議案であります。

この際、行政報告を申し上げます。

最初に、周防大島町公営企業局の公営企業管理者の任命についてであります。

昨年12月31日付をもって前管理者が任期満了に伴い退任されてから、河村総務部長が職務代理者としてその任に当たっておりました。私は、6月1日付で周防大島町公営企業局顧問である石原得博氏を公営企業管理者に任命をいたしました。石原氏は、山口大学医学部を御卒業後、同大学の教授、医学部長、山口大学大学院教授等を歴任され、平成19年4月より顧問とやすらぎ苑の施設長として御活躍をいただいております、このたびの公営企業管理者には最適任と判断したものであります。

なお、任期は平成21年6月1日より平成25年5月31日までの4年間です。

次に、平成20年度周防大島町各会計決算見込みであります。

去る5月29日に平成20年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力によりまして、いずれの事業も順調に執行することができ、各会計とも黒字もしくは収支ゼロの決算見込みであります。現在決算書を調整中ですが、公営企業局企業会計とあわせ、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質収支比率を初めとする財政健全化判断比率を御報告する予定といたしております。

次に、新型インフルエンザの対応についてであります。

今回の新型インフルエンザについては、フェーズ4の段階で、山口県では4月28日対策本部を設置いたしております。本町でも国、県の動きに対応し、5月1日に周防大島町新型インフルエンザ対策本部を設置し、私が本部長となり、現在まで本部会議を3回開催いたしております。この間、防災行政無線による発熱相談センターに関する一斉放送、啓蒙チラシの新聞折り込みや行政連絡組織を利用した全戸配布など、職員による休日の電話相談体制、関西方面への修学旅行の延期要請、各施設への手洗い励行掲示、主要施設への来客者用消毒液の設置などを実施してまいりました。

また、今後の流行を予測したマスク等の備蓄の増加を図ることも予定をいたしております。

公営企業局では、5月4日からたちばなケアプラザ内に発熱外来を設置し、現在まで8名の受診に対応いたしております。これは受診した全員が陰性であったということでございます。

東和及び大島病院におきましては、世界的大流行、いわゆるパンデミックに対応して、既にプレハブ等の設置、あるいは設置を予定するスペースの確保とか、プレハブ等の発注を入れているというふうに状況も整っておるところでございます。

6月9日には、院長施設長会議におきまして、準備状況や今後の対応について詳細に検討協議をいたしておるところでございます。

6月2日に山口県、6月9日には広島県、岩手県で新たな患者発生が報告され、6月11日現在、20都府県で516名の感染患者数となっております。流行の終息が未定のまま、また秋以降の流行が懸念されている中で、息の長い対応が求められていくわけですが、今後の動向に対しまして万全を期してまいりたいと考えております。

次に、福祉医療制度についてであります。

補助事業として実施しております乳幼児医療費助成、母子家庭医療費助成及び重度心身障害者医療費助成の福祉医療制度につきましては、公費負担による無料化を維持してまいりました。しかしながら、県におきましては、厳しい財政状況の中、高齢化の進行や社会環境の変化に伴うひとり親家庭の増加により、さらなる財政負担の増大が見込まれ、他の施策への影響も懸念されますことから、この福祉医療制度を持続可能制度として次代へ継承していくために、本年7月から受給者の一部負担金を導入することとなりました。町といたしましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、若者定住の促進に資するとともに、低所得者のひとり親家庭及び重度心身障害者の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図り、今後とも安心して必要な医療を受けることができるよう努力してまいります。

また、ちびっ子医料費の助成制度を町単独で実施していることにかんがみまして、このたびの県が導入する一部負担金を肩代わりすることで医療費の自己負担分の助成を引き続き実施することといたしております。

なお、今年度の一部負担金の助成に伴う金額は、重度心身障害者は7月診療分から、乳幼児及びひとり親家庭は8月診療分からが対象となり、それぞれ現金給付分をあわせて約800万円となる見込みでございます。要するに、この金額の2分の1の県補助が入らなくなるということでございます。

次に、定額給付金について御報告申し上げます。

住民への生活支援と地域の経済対策に資するため実施しております定額給付金給付事業の経過につきまして御報告を申し上げます。

3月23日に対象者1万637件、2万490人へ申請書を送付いたしました。4月1日から受付を開始し、4月24日に第1回目の給付金の振り込みを行いました。以後、大きな混乱もなく6月4日現在で約1万148件、95.4%の申請を受け付けており、また、既に9,867件、3億1,982万4,000円の給付を終了しております。今後も確実に速やかな給付事務を続けるとともに、まだ申請されていない方への対応に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税寄附金についてであります。

昨年5月にスタートいたしました出身地や応援したい自治体に寄附する、いわゆるふるさと納税寄附金について平成20年度における実績を御報告申し上げます。

寄附件数は、30件、総額219万5,000円となっており、皆様のふるさとを思う気持ちに深く感謝申し上げるとともに、寄附金を有効活用し、今後も無駄のない行財政運営により一層心がけてまいりたいと考えております。

次に、去る5月29日に経済危機対策を実施するための国の平成21年度の第1次補正予算が成立をいたしました。今回の補正予算におきましては、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、積極的に経済危機対策に取り組むことができるよう、地方公共団体への配慮が予算措置され、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付されることとなっております。そのうち、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本町に対しまして7億418万円が上限として交付されると試算されております。これらの交付金につきましては、現在その用途につきまして庁内で協議を行っておりますが、県、国との協議を経て地域活性化、経済危機対策という趣旨にかんがみ、できるだけ早い時期に補正予算を編成し、議会にお諮りをしたいと考えております。

なお、町が出資をいたしております財団法人等の山口県大島郡国際文化協会、社団法人東和ふるさとセンター、有限会社サザンセトとうわの経営状況を説明する資料といたしまして、理事会または総会の資料をお手元に配布いたしております。ご覧いただきたいと思っております。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参加が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

ただいま町長より紹介のありました公営企業局管理者の石原得博さんが議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

公営企業管理者（石原 得博君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました石原得博です。大変名誉なことではありますが、責任のある重要な職務であり、身の引き締まる思いです。

自治体病院の倫理綱領ではありますが、地域住民によってつくられました自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としています。具体的には、地域医療の確保、医師の確保、看護師さんの確保が主になるかと思っております。医療水準の向上、患者中心の医療の確保、安全管理の徹底、これは患者さんも職員も含めてであります。そして、健全経営の確保、このところは町及び議会のほうにいろいろと御援助いただくことになるかもわかりませんが、この5項目を理念としまして、今後の運営に誠心誠意努めてまいり所存です。

皆様的一方ならぬ御指導と御協力をお願いいたしまして、あいさつといたします。（拍手）

日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成20年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についての執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 報告第1号平成20年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

去る第1回町議会定例会におきまして御議決をいただきました平成20年度の繰越明許費につきまして、歳出予算の経費を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。

一般会計におきまして、11億8,871万1,000円の限度額に対し11億8,615万9,000円を、国民健康保険事業特別会計は138万6,000円の限度額に対し138万6,000円を、下水道事業特別会計で4,206万円の限度額に対し3,743万4,000円を、渡船事業特別会計では1億1,289万円の限度額に対し限度額どおり1億1,289万円をそれぞれ繰り越しております。

各事業における繰越額及びその財源につきましては、報告書に記載のとおりとなっておりますので御高覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第6．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成21年9月30日をもちまして任期満了となります現委員の中元みどり氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、人格、識見ともに高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの方であり、まさに人権擁護委員に適任であると思料するものであります。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対し同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議を賜りたいと思っております。

なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしくお願いいた

します。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、中元みどりさんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦は、中元みどりさんを適任とすることに決定しました。

日程第 7 . 議案第 1 号

議長（荒川 政義君） 日程第 7、議案第 1 号平成 2 1 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1 号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 議案第 1 号平成 2 1 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をいたします。

別冊、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算に 5, 8 4 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 4 2 億 3, 3 4 3 万 1, 0 0 0 円とし、第 2 条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の 1 1 ページをお願いいたします。

まず、歳入の 1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料は、7 月完成予定の防災広場の照明設備使用料として 2 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。

1 3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金は、延長保育を実施する保育園の増に伴う 1 9 7 万 2, 0 0 0 円の追加計上であります。4 目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の追加内示により 1, 5 0 0 万円を追加するものであります。

続いて、1 4 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金は、国の平成 2 0 年度 2 次補正を受けて県が基金を造成し、各市町で実施する子育て支援特別対策事業補助金の計上であります。

4 目農林水産業費県補助金は、海岸保全施設整備事業にかかる国庫補助金の追加に伴う県補助金の増額であります。7 目教育費県補助金は、スクールガードリーダー設置にかかる補助金の新規計上であります。

次に、1 2 ページの 3 項県委託金は、防災センター指定管理料として 2 2 1 万 3, 0 0 0 円の追加であります。

山口県大島防災センターに隣接し、現在整備中の防災広場は、7 月完成予定となっております

が、この防災広場は、大島防災センターの施設の一部として県条例の改正が行われております。町が指定管理者としてこれを一体で管理を行うことで協定書の変更ということを行う予定であります。これに伴う指定管理料の追加であります。

17款繰入金は、財政調整基金を2,364万2,000円取り崩しての財源調整であります。

19款諸収入は、自治宝くじ助成金の追加交付内示による増額補正であります。

13ページの20款町債は、海岸保全施設整備事業にかかる農林水産事業債の追加であります。続いて、14ページをお願いします。

これから歳出ですが、2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費は、大島支所経費において地域要望に伴う小規模施設整備事業の追加計上であります。

3款民生費2項児童福祉費は、子育て支援特別対策事業県補助金を受けて、子育て支援センター及び各私立保育所で実施する保育の質の向上のための研修事業にかかる経費を新規に計上いたしました。

また、油宇保育園が延長保育事業を実施することとなりましたので、延長保育促進事業補助金を388万6,000円追加しております。

続いて、15ページの4款衛生費1項保健衛生費は、新型インフルエンザ対策のために当初予算により消毒液、マスク等を備蓄しておりましたが、国内での感染者の発生により消毒液を使用したこと、マスク等が入手困難になったことを踏まえ、追加予算によりさらなる備蓄を行うものであります。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費は、小積・和佐地区のしゅんせつ工事にかかる土質調査業務の計上であります。5目海岸保全事業は、補助追加内示に伴う2,930万円の計上であります。

16ページの7款土木費1項土木管理費は、県からの受託事業として実施した、自光寺川河川整備事業用地を県有地として登記するための委託料を計上いたしました。2項道路橋りょう費は、町道岩内線の用地測量費及び用地購入費並びに土居地区配水管敷設替えに伴う補償費の計上であります。

8款消防費1項消防費4目災害対策費は、防災広場の維持管理経費として、防災センター運営費を224万2,000円追加するものであります。

17ページの9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、特別支援学級の設置が認められたことにより特別支援員の賃金を減額しております。報償費につきましては、児童生徒の安全確保のために各学校等を訪問し指導するスクールガードリーダーに対する謝礼、教科用図書研究調査員の出務謝礼の計上であります。2項小学校費は、久賀小学校、城山小学校のシロアリ駆除のための委託料、明新小学校の消防・雑用水水槽の修繕工事費の計上であります。

18ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は、自治宝くじ助成金の追加交付内示に伴い芝刈り機の購入を1台追加するものであります。2目公民館費は、久賀総合センターの空調設備の修繕費として900万円を計上いたしました。大島防災センターの活用を前提に検討してまいりましたが、利用形態等を勘案し、修繕を行うこととしたものであります。5目社会教育施設費は、大島文化センター管理運営経費において、汚水水中ポンプの故障による修繕費及びレストラン部分の撤退による臨時清掃にかかる委託料の計上であります。

19ページの5項保健体育費2目体育施設管理費は、町総合体育館アリーナの照明ランプ交換に要する消耗品費の追加計上であります。3目学校給食費は、浮島小学校給食調理場の調理員が体調不良のため、賃金等の必要経費を計上するものであります。また、情島小中学校給食調理場においては、臨時調理員の交代による研修旅費等の計上であります。

以上が、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についての概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず、歳入1件最初に聞きたいと思いますが、今回財源的には三つから、いわゆる国庫補助金及び財調、そして、起債という格好でほとんどがその財源になるわけですが、実際的に、財調残高、いわゆる補正後の財調残額について答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと次に、歳出については先ほど補足説明がありましたけど、14ページの延長保育促進事業補助金、これ油宇保育園だということであります。この388万6,000円は全額ですね、1園分という感覚でよろしいのかなど確認しておきます。ちょっと金額的に補助金そのものが大きいんで、確認しておきたいというふうに思います。

また、町内ですね、今四つ、今度5個目になりますかね、延長保育実施と、それを含めて報告を求めたいというふうに思います。

以上。

財政課長(奈良元正昭君) 歳入の関係で、財政調整基金の残高の御質問がございましたけども、20年度の決算はまだ調整中ですから、予算上での動きだけで御理解いただきたいと思っておりますけれども、今回の補正によりまして財調の残高が12億6,532万9,000円と見込んでおります。

議長(荒川 政義君) 田村健康福祉部長。

健康福祉部長(田村 敏範君) 油宇保育園の延長保育につきましては、途中からの実施でござ

いますので、388万5,400円ということになります。年度当初からの実施でございますと、1園当たり457万8,000円で行っております。

それから、町内で実施している保育園は、久賀保育園、源空寺保育園、それから、西光寺保育園、安下庄保育園、安正保育園、以上の保育園は4月から実施しております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実はですね、昨年、一昨年ですかね、一応延長保育ということで予算を組んだ時期があるんですが、実際的には延長保育実施ができなかったという点があったので、再度確認しておきたいというふうな立場からの質疑でありました。

次に、農林水産業費の海岸保全関係であります。年度当初計画地分が満額になったのか、それとも実際的には新たな追加ということになるかと思えます。国県支出金及び地方債、いう格好でなりますが、大体どういう面積のといいますが、工事量の増といいますが、場所を含めて報告を求めておきたいというふうに思えます。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 広田議員さんの御質問にお答えいたします。

これは新たな追加、3,000万円の追加でございます。それで、この事業は和田漁港海岸事業、内入地区の海岸保全、それと白木漁港、船越地区の海岸保全事業でございます。どちらも離岸堤の増築ということになりまして、内入につきましては、追加が10メートル、船越地区につきましては、8メートルの増工ということになります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 3回目になります、最後になりますが、実際的に学校給食費で浮島中学校職員さんの体調不良分という格好で、賃金で新たに組まれておりますが、130万8,000円は何か月分、7月以降といいますが、3月いっぱいまでという認識でよろしいのかどうか確認しておきたいというふうに思えます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 6月以降の1.5人分を想定しております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。

18ページの9款教育費、2目の公民館費、その11節の需用費の久賀公民館運営経費の中の修繕費900万円でございますが、これは旧久賀町地域の町民各団体にとって念願でありましたので、ありがたいと思えます。ただ一つ気になるのは、本館はたしか昭和56年6月以前の建物だったと思えます。その辺でこの設計委託料はこの中に含まれているのか。と申しますのは、

その辺であと修繕したが、設計委託料がないままで、設計管理者がいないままでやって漏水がよく発生しております。それと、耐震等々の関係でいろんなところにもし穴とか空けるんだったらその辺の補強いうんか、その辺も一緒になってくるんで、設計委託料が含まれているのかと。

それとメーカー、日立とかダイキンとか等々いろいろあると思うんですが、その辺でメーカーによってこの金額に随分差があると思うんです。たしかいつやらの締結のときに、スクールバスを購入のときに、日野だとかふそうとか、それについての業者でこのメーカーにしましたというお答えがあったと思うんですよね。その辺のところ、これしか使えないというんならわかるんですが、このエアコンの取り替えとなると、やはりメーカーによって随分差があると思います。その辺のそこ2点ほどお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 基本的に既存の、今設置をしております機械のメーカーをそっくり入れ替えるということで、大きな変更といいますが、それはないということの感覚で、いわゆる設計関係についても新たにこの予算の中に組み込んでおりません。したがって、現状の施設を入れ替えるという予算化ということでほかとの比較はしておりませんが、これをやれば今の1階も2階も機能を復帰できるということで予算立てをしております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） じゃあメーカーが今ついているのを使うほうがいいのかということですかね。ちょっと済みません、3回目になるけど、2回目をちょっと。そのメーカーをやはり検討されて、同じものをつけられるものなら、各業者によってコストが違えば替える方法もできると思うんですが。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） つけ替えるという感覚もありますが、修繕という解釈でお願いしたいと思います。したがって、今のダクトとかは供用する、供用というか利用するというところでございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 私が言いたいのは、そのダクト関係、その辺はそのまま使われるということですが、機械そのものは替えられるわけでしょう。じゃあ機械替えれるんでしたら、やはりその、メーカーによってコストが違うということで、検討される余地はあるんじゃないですかね。修繕が900万円までかかるわけですか。機械をパッケージとかを替えるわけでしょう。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 室外機そのものもそっくり替えるという計画であります。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） 1番、田中です。先ほどの延長保育の促進事業費で、1園当たり457万円という答弁がございましたが、園児の数によって変わるのかどうか。

それで、1園あたりだから変わらないと思うんですけど、途中から補助申請があったのは、園児数に関係があるのかどうか、現在油宇保育園には園児が何人おられるのかお答えください。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 最初の御質問ですが、園児数によって年間の金額が変わるわけではございません。実施するかしないかということに対する金額でございます。これは対応する保育士の人件費というふうに考えていただければよいと思います。

それから、油宇保育園は、4月の時点では12名でございましたが、6月1日現在で14名入所しております。

延長保育の規模につきましては、特に定められているものはございません。延長保育を希望されている子供さんの数については、ちょっと掌握をしておりません。済みません。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） 別に延長保育に文句つけるわけじゃありませんが、いろいろのことがあると思うんですが、名義貸しの園児というようなのは、関係の課は調べておるのかというのもちょうと聞いてみたい。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 名義貸しというような、これは幽霊ということでしょうけど、そういう園児につきましては、私どもでは掌握は現在のところいたしておりません。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） それなら申請があれば審査せずに全部通るということでいいんですかね。そこを確認しておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 一応希望の保育園に申請を出していただきますけど、現状は定数よりもかなり入所園児のほうが減員となっております。それで原則は当然調べるというのが、保育に欠けるというのが大原則でございますが、できるだけ保護者の便宜を図っております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。ちょっと答弁があれじゃないんかね。ちょっと半まで休憩します。10時半まで。

午前10時16分休憩

.....

午前10時29分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田村健康福祉部長の答弁漏れがございましたので、これを許します。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 保護者からの申請に基づいて、保護者の希望する保育園については、できるだけ便宜を図っておりますが、調査をして保育に欠ける児童につきましては、入所を行っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

日程第8・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

平成20年8月の人事院勧告を受け、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改める法律が平成20年12月26日に交付され、本年4月1日から施行されました。同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律につきましても国において一部改正され、本年4月1日から施行されました。

本町におきましても、人事院勧告、法改正を受け、3月の定例会において周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を上程し、御議決を賜ったところでございます。本来であれば3月の議会定例会において、この育児休業等の条例一部改正もあわせて上程すべきところですが、国の基準が示されたのが本年3月であったため、このたびの上程となりました。

それでは、改正の要点を御説明申し上げます。

本条例で定める勤務形態につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の第10条第1項第5号の規定により、改正前は20時間から25時間の範囲で定めるようになっておりましたが、勤務時間が改正されたことに伴い、19時間25分から24時間35分までの範囲で定めることに変更となります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

周防大島町職員の育児休業等に関する条例第11条第1項第1号、第2号について、現行の20時間、24時間及び25時間の設定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第1号から第4号までに定める勤務形態により定めたものであります。

改正前におきましては、育児短時間勤務の勤務形態が4形態で、そのうち2形態が同時間のため、勤務時間が3種類となっております。しかし、週40時間から38時間45分に改正されたことに伴い、20時間が19時間25分及び19時間35分の2種類に、24時間が23時間15分に、25時間が24時間35分の4勤務形態、4種類の勤務時間となり、その改正を行うものであります。

また、第16条の表につきましては、字句の訂正及び勤務時間の改正に伴い、8時間を7時間45分に改正するものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第3号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第3号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

附則第5項を追加する改正は、緊急の少子化対策として、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、第7条第1項中「35万円」を「39万円」とするものでございます。これに産科医療補償制度としての

3万円を上限にして加算しますと、42万円の支給額となります。

財源は、38万円までは従来どおり一般会計からの繰入金として3分の2、保険税で3分の1、増額分4万円は国庫補助金として6分の3、一般会計からの繰入金6分の2、保険税6分の1となり、従来どおり一般会計からの繰入金は、地方交付税措置が講じられます。

被保険者への周知期間を設けるため今議会への議案提出しておりますが、補正予算の計上は9月定例会を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回国保にかかわる出産については、改善ということであろうかと思えます。それで実際的には今、社保やら公務員共済と同額というふうに見ておるのかどうか、ちょっとこれは確認だけしときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 同額でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10・議案第4号

議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第4号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきまして、補足説明いたします。

現在、「周防大島町訪問看護ステーションおおしま」と「周防大島訪問看護ステーションたちばな」との2事業所で訪問看護を行っておりますが「おおしま」を「訪問看護ステーションすおうおおしま」に名称変更し、「たちばな」をサテライト化して1事業所に再編するものであります。

各事業所の職員配置が、パートを含め4名の中、利用者様からの24時間対応体制をとっております関係上、土曜日、日曜日を含め、職員の待機は4日に1回ですが、再編により8名で行うと8日に1回で済むため、職員の負担が軽くなります。

久賀地区並びに沖浦地区で重複する利用者様がいらっしゃる等々から、軽減を図るため1事業所に集約を考えております。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の変更は、二つの事業所でやっておったが、一つの事業所にまとめるんだ、集中するんだということで、実際的には職員の待遇改善面もあるということで今補足説明されました。それで、例えば対応する領域とすれば、2カ所から足を運んだほうが距離は短く済むといいますが、その辺は基本的にはあるんじゃないかなというふうに思います。今パート含めて4名が2カ所で8名ということがありましたけど、今後とも一定程度、後からわかる範囲でいいですから、事業量等大体どのぐらい見ておるんだということも含めて答弁をさせていただきたいんですが、今度国保になるということは、当面の間といいますが、しまとぴあスカイセンターになるのではなかろうかというふうに思います。その点も確認しておきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、財政のほうに問うておきたいんです、財政の方に。いいのですが、しまとぴあスカイセンターをつくった当時、管理費については、特調の対象ということで運営してきました。最近目的が違うのか、それとも特調が使いにくくなったんか明らかではありませんが、ほとんど特調がついてないというような状況も見受けられます。そういうところで、例えば1カ所、ここを使ったら、これが改めて特調の対象になるのかどうなのかを含めて若干補足的な答弁を求めておきたいと。例えば、しまとぴあが実際的なこの場所になることによって、新たに特調の対象になるかどうかちゅうのも含めて若干聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 訪問看護ステーションたちばなの業務量からですが、20年度決算まだ見ていただいておりませんが、2,396名、それから、訪問看護ステーションおおしまの方が1,628名、そのうち訪問看護ステーションたちばなにおきましては、平成

19年度に大島地区を13件30名行っておりましたが、20年度になりまして、大島地区を33件延べ139回、たちばなのほうから来ております。これは、たちばなのほうに訪問リハというものがございまして、訪問リハの職員がおるためにこの地域での訪問リハを希望される方がいて、その方のためにたちばなのほうから作業療法士が時間をとってきております。その中では一訪問看護ステーションでのケアということになりますので、残りの看護師のほうのケアもたちばなからという形態でございまして、これを訪問看護ステーションおおしまのほうでサポートするというのは、事業所が違うという形態でできないということでありましたので、この部分の改善というのが主な点と、先ほどのそれぞれの待機の回数の改善というものが主なことになっております。

なお、医師会のほうには、5月の中旬にこういった形態での変更をお願いしたいということで御相談申し上げ、公営企業局の中においての形態が変わることで各医師会のほうのサポートに関する面がどうかなるわけではないので、それは公営企業局の中でのことでされてはどうですかということで御協力をいただくようお願いして、御理解をいただいたところでございます。

それから、もう1点のしまとぴあのほうですのかということですが、しまとぴあのほうに本所を設けてという先ほどの御説明どおり、しまとぴあでしばらくさせていただくという方向で今動いております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の条例改正によりまして、しまとぴあスカイセンターのほうで訪問看護事業を行うことについて、国保サイドへ出ております特別調整交付金の変更があるのかというような御質問であろうと思いますけど、これについてしまとぴあスカイセンターの管理費として特別調整交付金が交付されておるわけですが、これが事業量によって動くという性格のものではないというふうに理解しております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決を行います。議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 . 議案第 5 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、議案第 5 号平成 2 0 年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 5 号平成 2 0 年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

平成 2 0 年度周防大島町立東和中学校建設建築工事につきましては、去る 5 月 2 5 日に条件付き一般競争入札方式により入札を行い、3 企業体が参加いたしました。入札の結果、3 億 6 , 7 9 0 万円、消費税及び地方消費税を加えた 3 億 8 , 6 2 9 万 5 , 0 0 0 円で、神田建設・白木産業特定共同企業体が最低価格をもって落札候補者となりました。開札後、落札候補者が当該入札公告に明示した入札参加資格要件を満たしているか否かを資格審査し、落札を決定いたしました。つきましては、神田建設・白木産業特定共同企業体と請負契約を締結しようとするものでございます。

建築の概要につきましては、延べ床面積 2 , 3 1 7 . 9 7 平米の鉄筋コンクリート造 2 階建ての建物と、体育倉庫と渡り廊下の約 1 4 5 平米であり、参考資料にお示ししているように現体育館の南側に建設するものであります。参考までに、工期は、平成 2 2 年 2 月 2 6 日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） この内容については、私は一般質問で通告しておりますが、審議の順番上ここでも質疑をしておきたいというふうに思います。

今回の条件付き一般競争入札についてであります。皆さん方執行部が今回の計画に対して、入札参加資格という欄があります。それで契約監理課自身も何で 3 社かと、三つの企業体かということで札を開いたら、たまげたことと思います。私自身も封を開く前日疑義の電話がありまして、執行部等には言ったとおりでありますし、疑義の電話が結果もそのままになってしまったという非常に私自身が理解に苦しむという状況でありました。そこで、皆さん方が示した入札参加資格について質疑を行いたいというふうに思います。

まず、ここで基準となるのが、入札参加資格、今持って来ちゃってですか。実は一つ、二つあるわけなんですけど、今町内に参加資格のある点数、皆さん方が示した部分でいきますと、周防大島町に有しているものは700、そして、町外に有しているものが950以上の点数ですよということで公募されておりますが、周防大島町に有しているもの700以上とは何社あるのかという点がまず1点です。

それと、もう1点は、基準的なもの、実績です。実績で改めてここで言ってるのが、2が入札参加資格ですから、2の(2)になりますけど、延べ床面積が1,000平米以上の実績ということになると、一体何社というふうに考えておるのか。例えば若干思い出していたきたいんですけど、病院の本体工事と比較して、今回余りにも競り合いのない結果という状況は明らかだろうというふうに思いますので、その点を明らかにしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長(荒川 政義君) 上元契約監理課長。

契約監理課長(上元 勝見君) ただいまの町内に資格を有しているのは何業者かということですが、6業者だったと記憶しております。

それと、延べ面積1,000平米以上ということですが、こういった工事につきましては、延べ床面積の2分の1以上を上限とするということで県なりもやってきていると思います。それに当てはめると、中学校は二千三百幾らだったと思いますが、平米数が、1,200以上ということになるわけなんですけど、この工事としましては、1,000平米以上という資格で条件を設定しました。

以上です。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 入札結果を見ても、本来ならこれだけ必要ですから、執行部の方も節度を持った競争をしていただきたいと。そして、また、町内業者育成という二つの面を考えられて、こういう方式をとられたというふうに思いますが、ちょっと異常な結果になってしまった、結果から見れば非常に異常な結果になったというふうに言わざるを得ない状況があります。本来ならこれだけ不況ですから、結局は1企業体でも多数参加して節度ある競争をしていただきたいが、執行部の考え方ではなかったかというふうに思いますが、実際的には3企業体での入札結果で、結局は予定価格の94%という異常な状況であります。

これは椎木町長は、どういう認識をしておられるのかという点でちょっと質疑をしておきたいと思いますが、実際公正取引委員会等を見ても、やっぱり九十四、五といえば、既に談合の疑いがあるのではないかということを今までも言われてきております。その点について、どういう見解、数字だけではあらわれない面はあるかもわかりませんが、どういう見解を持っているの

か。

また、私は今明らかにしたように、今回の入札資格要件が逆にかなり企業体数そのものを減した、いわゆる少なくした側面があるのではないかというふうに危惧しておるんです。その点を含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 御質問にお答えしたいと思います。入札資格要件の設定についてでございますが、今議員さんのほうからお話がありましたように、こういう時代でございますので、できるだけ町内の業者さんに今参加資格をたくさん与えるということが、まず一つの大きな要件になっておると思います。そういうことで、町内業者さんができるだけ入りやすいような資格要件を設定するという形になったと思っております。

それで、資格要件の中である基本的な部分で、先ほど契約管理課長が答弁いたしました。例えば実績を求めるということについては、やはりこれは必要な部分だと思っておりますので、それを異常に下げるといふ、今までの基準を非常に変えるということは、これから先の今後の入札にも影響が出ますので、それは余り変えたくないということでございますが、できるだけ町内業者さんにも参加資格があるようにという設定をしたつもりでございます。

それともう1点、今回の落札率が94%をどのように思うかということでございますが、以前にもお答えしておると思っておりますが、この落札率だけをもってどうこうというのは非常にお答えをしにくいと思っております。例えばずっと94%が続くではないかというふうなことのときと、この1点のみが94%だったということでは、非常に私とすればお答えがしにくいと思っておりますが、私は適正な入札が行われておるといふふうに信じております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第5号平成20年度の周防大島町立の東和中学校建設議案、工事について、本体部分について反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

といいますのは、私が電話を受けたのが、開封の前夜でした。そして、疑義があるということで電話を受けました。そして、結果的にはこういう形の中で、単純に94%が談合云々の判断にならないかもわからないが、実際的には、高い落札率、金額的に、という結果になりました。それで、結果も指摘された業者が落札するという結果であります。今の社会の状況で実は考えていただきたいのは、確かに町内業者育成ということで、町内業者さんに少しでも仕事をとっていただきたいというのは、どなたも考えることであります。しかし、ルール、社会的ルールがどうな

のかという点で、私はもう少し突っ込んだ点も必要ではなからうかというふうに思います。

といいますのは、先ほども質疑の中で言いましたけれど、大島病院建設の本体部分はどうだったのかというふうな部分を考えたら、あのときもいろいろな談合だ談合だという騒がれ方をしました。しかし、結果を見たら明らかなように、節度を持った競争便宜が働いたのがあの病院建設の本体部分ではなかったかというふうに考えます。そして、今回どうかといえば、私も非常に危惧しちょっと部分が結果として起こってしまったという状況であります。私自身今まで二十数年間契約案件を見てきて、そのときどきいろんな指摘をしてまいりました。それで私が指摘をした段階で、それぞれ執行部も入札において見直しの部分、それされております、適宜ですね。それは私も皆さん方の数値等を見ながら見ておりますが、いかんせん結果が私は承服の範囲を超えておるという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上で反対討論といたします。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第6号平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第6号平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事につきましては、去る5月25日に8社の指名競争入札を行いました結果、株式会社大島電機が4,870万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税及び地方消費税を加えました5,113万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。参考までに、工期は、建築工事と同様に、平成22年2月26日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 1点だけちょっと質問させていただきます。機械設備工事の中に、今予定どおり4,870万でおとりになったということでございますけども、この機械設備関係の中で、特に文科省が今始めているかなり大きな金額なんですけど、太陽光発電関係を設置すると国の補助金でもってこれを行うというのは、先般私予算書持ってたんですけど、きょう忘れてきましたので、はっきりしたことは覚えておりませんが、そういったことは取り入れられるのかどうかをちょっと質問しておきたいと思うんでございます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 御質問の太陽光発電等の内容については、今回の工事に入っておりません。この工事そのものが、予算立てができ上がりましたのが昨年11月ごろでございますので、太陽光発電等々との話はその当時はございませんでした。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） もう1回だけ、今回には予算書の中に入ってないと。しかし、国の補助金でやるということに対しましては、乗ったほうがいいんじゃないかという考え方を持っておるわけです。だから、長い間お使いになるわけでございますけども、仮に変化して何かの形に変わったとしましても、省エネ関係というのは特に魅力のあるものだなというふうに考えておりますし、もしそれが可能な範囲であれば、やっぱり文科省のものは国のルールを利用していただいて、極力補助金でそれができるものだったら取り入れたほうがよりベターかなと考えますので、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 太陽光発電については、東和中学校に設置ができないかということについて検討いたしました。しかしながら、工期そのものが今年度21年度中に仕上げなきゃいけないという制約がございます。そうしますと、太陽光発電にするに当たって、基礎をどうするかということから検討しなすと、今年度中に完成できないということが危惧されましたので、新たに今回は採用してないということもあります。

議長（荒川 政義君） よろしいですか。

議員（15番 松井 岑雄君） はい、了解いたしました。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13・議案第7号

議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第7号平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第7号平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成21年5月25日に12社で入札を行った結果、井森工業株式会社が6,380万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた6,699万円で請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容につきましては、沖防波堤の総整備延長60メートルのうち繰越工事となっております平成20年度工事の施工延長30メートルに続く20メートルを施工するものでございます。参考までに、工期は、平成22年1月25日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも補正のときも聞いておったので覚えておろうかというふうに思いますが、20年度分、30メートル、21年度も30メートル、計60メートルということで、高潮対策をしようとするということで、繰り越し分もほとんど今からという状況でありますから。ただ、この点でせっかく高潮でやるので、あのときも私は議論したと思うんですが、高さ、これについて計画しなかったのかと、高さですね。実際的には、高さはほとんど変わらない

ような状況。当初は、私は高さも計画しておったんじゃないかと思いますが、その点で改めて安全にかかわる部分ですから、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） お答えいたします。これ設計でやはり波の高さ等の換算をいたしまして、プラス5円ということになっております。それで今年度も同じく5メートルで、全体で60メートルということになるわけでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回も業者名がほとんど変わってない業者で入札がされております。いいのですが、私は予定価格導入のときから危惧してるのが、結局は予定価格を導入して、それで参加業者がわかったときに、結果的には非常に残念な結果につながることが多いと。これは私は見ていると、予定価格を明らかにするなら、やっぱりきちとした業者名をふやすとか、また、公正な競争ができるような手続き等を考えていかんと残念な結果につながるんじゃないかと常々言っておりますけど、実際的にどうなのか、そういう例えば手立てはとられなかったのかどうなのか。今までも公正な競争をするために業者数をふやしたらどうでしょうかという提言はしてきましたが、今回の件について、公正な競争を發揮するために、担当課及び町長としては努力されるべきではないかというふうに思いますけど、実際的にどうだったのか、そういう手続きをとろうとしたのかどうなのか、指名審査会において議論があったのかどうなのか、含めて答弁を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、指名審査会のことが出ましたが、指名審査会自体は私は参加しておりませんので、それは別々の議論だったと思いますが、今の公正な入札と地元業者に対する受注機会をできるだけ与えるというところにつきましては、先ほども申し上げましたように、できるだけこういう厳しい財政状況、経済状況の中ですから、できるだけ地元業者に受注機会を与えるということは非常に大事なことだろうと思っております。

そうした中で、今、御指摘のありましたように、さらにこの指名業者をふやしてということになりますと、当然町外の業者さんをふやすということしかもう方法がないわけでございますが、そういうことにつきましても、それは何度も検討をいたしております。しかしながら、周防大島町に町外の業者をたくさん入れるという代わりには、町内業者さんからすれば、それじゃうちの町内業者さんもよその自治体の入札にどんどん参加できるということがやっぱりその条件でないと、非常に自分たちだけがあおりをくうというような形になるんじゃないかと思います。他の自治体とのそういう発注に対して、町内業者が参加できる機会が非常に少ないということから、また、町内業者さんの育成ということもかんがみまして、こういうふうな形の今発注になっておる

わけでございます。それは広田議員さんの御指摘のように、たくさん入れればそれは確かにもっと競争自体は高まるのかもわかりません。ただもう少し慎重にやってみたいと思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は予定価格を導入したらやはり予定価格の公示を、いわゆる事前公示を導入した場合は、町の執行部として競争原理をどう働かすか。いわゆる公共事業ですから、確かに町内業者育成も大事な視点です、当然であります。しかし、公正な競争原理をどう働かしていくか、これは、椎木町長を初め皆さん方の考え方で大きく変わってくるというふうに私は考えます。いずれにしても、私はこういうやり方を繰り返すことが決して町内業者のためではない結果につながっていくのではないかという点を危惧しております。私は、今後ともきちっとした競争性の発揮できる入札の仕組み、これをつくっていかんと変な流れになるのではないかということは明らかにしとかんにやいけんのじゃないかというふうに思います。入札においては、地元業者の育成と競争原理の発揮というのは、両輪だというふうに考えちゃかんと、どちらが落ちても変な話になってくるという点を明らかにしておきたいと。これを私は車の両輪だというふうに考えておりますが、椎木町長自身はどう考えておられるのか。先ほど中学校建設問題で言いましたけど、私は、住民の範囲を超える状況はいつまでも続かせるべきじゃないという点で再度質疑を行っておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） まさに言われるとおりだと思います。競争性の発揮と公正な入札、さらに地元の業者さんに対する受注機会を拡大する、与えるということは非常にどれもすべて大事なことだと思っております。今御指摘のように、そうした中で本当の競争性が発揮できる制度というのはどういうものかということは、さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の入札結果について、反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

私自身この事業については、あの当時要望した議員であり、当然皆さん方と一緒にあってときの町長に要望した事業ですから、その事業そのものに反対する立場ではありません。その点は明確にしておきたいというふうに思います。それで、あえて反対の立場から討論するというのはどうなのかといえば、私はこの入札につきましては、先ほども質疑にありましたように、いわゆる

町内業者育成という視点、これは当然必要です。それと競争性の発揮、これも必要です。しかし、執行部としてはいつまでもこういう状況が続いていると、私は放置はできない状況。確かにいろんな結果がありますが、ほとんどが今までも討論したように、Aランク事業においては、もう90%を超える状況がいつまでも続く、それでBランク業者は、いつまでも最低制限でくじ引きが続く、こういう状況は私はもう放置はできないところまで来ちよると。合併して5年目に入りました。私は少なくともそういう状況を放置すると、結果として地元業者のためにならんのではないかというふうに考えております。今回のこの結果を見てみましても、実際的には90%をはるかに超えるような状況が結果となっております。この点で私は議員として、今の状況下で認めることの内容をはるかに超えた結果にしか過ぎんという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成21年度志佐漁港整備工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の議会は6月18日木曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時18分散会